

中国政府が化学肥料の輸出に「法定検査」を実施する目的

(2021年10月15日作成)

10月12日、中国税関総署は化学肥料の輸入輸出に「法定検査」を実施することを告示した。主な目的は国内農業生産に必要な化学肥料を確保するため、尿素、りん安(DAPとMAP)、塩化加里、硫酸加里の輸出を制限することである。同じ目的で2007年から2016年まで化学肥料の特別輸出関税を徴収していた。ただし、輸出関税制度はWTOの宗旨に違反して、その復活には国の印象を悪くする恐れがあるため、今回はWTOが認めた商品検査という手段を活用して、ほぼすべての化学肥料に対して「法定検査」を実施することになる。元々11月1日からの実施を予定しているが、10月10日インドRCF社が10月1日開札された尿素国際入札に中国産尿素が60万トン以上落札されたことを発表して、その輸出を阻止するため、10月15日に前倒して実施することになった。

中国税関総署告示の日本語訳文は下記のとおりである。

商品検査を実施する輸入輸出商品目録の調整に関する告示

2021年10月12日
中国税関総署

「中華人民共和国輸入輸出商品検査法」とその実施条例に基づいて、税関総署は商品検査を実施する輸入輸出商品の目録を調整する。その内容は下記の通り告示する。

化学肥料の輸出に関係する29項目の10桁税番には税関監督管理条件「B」を増設し、その関連商品の輸出には商品検査を必ず実施することになる。

本告示は2021年10月15日から実施し、調整後の監督管理要求事項は添付書類に記載されている。

添付書類：商品検査を実施する輸入輸出商品目録の調整表

N0.	統計番号（税番）	品名	現行	調整後
1	2827101000	肥料用塩化アンモニウム		B
2	3102100010	尿素（割当内、水溶液か否かを問わない）	A	A/B
3	3102100090	尿素（割当外、水溶液か否かを問わない）	A	A/B
4	3102300000	硝安（水溶液か否かを問わない）	A	A/B
5	3102400000	硝安と炭酸カルシウム等の混合物		B
6	3102600000	硝酸カルシウムと硝安の複塩及び混合物		B
7	3102800000	尿素と硝安の混合物水溶液（アンモニア水溶液を含む）		B
8	3102909000	その他の窒素肥料（この項の他の号に該当するものを除く）		B
9	3103111000	重過りん酸石灰（P ₂ O ₅ >35%）	A	A/B
10	3103119000	P ₂ O ₅ >35%のその他の過りん酸石灰	A	A/B
11	3103190000	その他の過りん酸石灰	A	A/B
12	3103900000	その他のりん酸肥料		B
13	3104202000	塩化加里（塩化加里純度>99.5%）		B
14	3104209000	その他の塩化加里	A	A/B
15	3104300000	硫酸加里	A	A/B
16	3104901000	カーナリット、シルビン及びその他の天然加里鉱物		B
17	3104909000	その他の加里肥料		B
18	3105100010	10kg 以下包装の硝安		B
19	3105100090	その他の 10kg 以下包装の 31 類の肥料		B
20	3105200010	化成肥料（割当内、N、P、K を含有するもの）	A	A/B
21	3105200090	化成肥料（割当外、N、P、K を含有するもの）	A	A/B
22	3105300010	りん酸二安（DAP）（割当内）	A	A/B
23	3105300090	りん酸二安（DAP）（割当外）	A	A/B
24	3105400000	りん酸一安（MAP と DAP の混合物を含む）	A	A/B
25	3105510000	硝酸塩とリン酸塩を含む肥料	A	A/B
26	3105590000	その他の N と P の 2 成分を含む化学肥料	A	A/B
27	3105600000	その他の P と K の 2 成分を含む化学肥料	A	A/B
28	3105901000	有機－無機複合肥料	A	A/B
29	3105909000	その他の肥料	A	A/B

訳者註： A は輸入の際に必ず法定検査を行い、合格した商品に限って輸入通関の申請を認める（輸入を許可するか否かは税関が決定）。

B は輸出の際に必ず法定検査を行い、合格した商品に限って輸出通関の申請を認める（輸出を許可するか否かは税関が決定）。